

## 奈良県公安委員会告示第57号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月22日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

指定講習機関の氏名又は名称	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
有限会社ナント自動車学校	普通免許及び原付免許に係る 初心運転者講習	令和4年3月20日